

2014年6月25日

# 男女共同参画推進宣言

公益社団法人 日本精神神経学会

平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法の前文は「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と謳い、国が男女共同参画基本計画を定めなければならないとしている。

これに基づいて、内閣府男女共同参画局長の公益社団法人代表者宛て文書は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待するという目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定。以下、『2020年30%』の目標」という。）が立てられた。政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は我が国にとって喫緊の課題であり、平成23年12月17日に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においても、特に早急に対応すべき課題の一つとして、実効性のあるポジティブ・アクションの推進が掲げられている。新公益法人制度の施行に伴い、新たに公益社団法人及び公益財団法人へ移行した法人においても、「2020年30%」の目標の達成に向け、今後、理事、監事、評議員の選任に当たっては、女性の参画の拡大に積極的に取り組んでいくことが要望されている」としている。

このため我々は男女共同参画の重要性についての宣言をとりまとめた。

## (1) 啓発活動を推進する

「Evidence for a collective intelligence factor in the performance of human groups」(2010, SCIENCE)において、女性の social sensitivity が高いため女性数の多い集団の方が集団知能が高いことに有意の相関がみられると述べられている。

女性の業績に対する貢献は企業の世界では共通認識となりつつある。

クレディ・スイスの調査によると、女性取締役が一人でもいる企業の方が自己資本利益率や利益の伸びなどが良好な結果になった。多様な取締役会は議論を活発化させ、企業の新たな視点の獲得にもつながる、としている。アメリカの年金基金などをメンバーとし、120兆円の運用資金を持つ「30%連合」は、現在は14%程度の米上場企業の女性取締役の比率を、

2015年までに30%に引き上げることを目標に掲げる。すなわち、女性幹部の存在によるダイバーシティ確保の業績に与える好影響が評価されている。

また、日本の行政においても女性の厚労省事務次官、県警本部長などが誕生している。一方、日本精神神経学会の女性会員は全会員中24%であるが、理事は0%となっている。このため女性のより一層の学術団体活動への貢献のため、各学術団体・研究組織において男女共同参画委員会を設置する方法も有効である。

(2) 女性を軸とした精神医学、精神医療の発展と女性医学研究者及び女性臨床医に対する支援を推し進める

精神疾患患者の半数以上は女性である。うつ病などにおける女性特有の精神疾患のあり方、女性特有のメンタルヘルス、特にWHOの指摘する女性に対する暴力の影響等への対応、研究、次世代育成とも関連して妊娠・出産・育児などへの医療的援助も重要であり、女性医師の学術研究、臨床の発展が望まれる。

男女共同参画推進センターを設置して女性医学研究者支援に取り組んでいる大学などもあり、推進センターの更なる設置や行政の女性研究者支援事業の拡大強化を要望することが必要である。また、各医療団体への女性臨床医の働き方についての要望も望まれる。